

公 告

令和7年(2025年)7月1日

真庭市は、条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

真庭市長 太田 昇

1 条件付一般競争入札(事後審査方式)に付する事項

(1) 管理番号	5-44
(2) 件 名	統合仮想基盤調達業務
(3) 履行場所	真庭市久世ほか地内
(4) 履行期限	令和 7年11月30日
(5) 業務概要	統合仮想基盤調達 詳細は、別添仕様書に記載
(6) 入札制度	最低制限価格：設定なし
	入札保証金：不要
	契約保証金：契約金額500万円以上の場合、契約金額の100分の10以上
	予定価格：事後公表

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

(1) 参加資格共通事項	公告の日から落札者が決定する日までの間、真庭市役務の提供に係る入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
(2) 参加資格業種	情報・通信サービス(システム開発)
(3) 営業所の所在地	国内に事業所(本店又は営業所)を有する者 ※支店・営業所の場合は、契約を委任されている者
(4) その他	別添仕様書の通り

3 仕様書等に関する事項

(1) 閲覧期間	公告日から令和 7年 7月15日 10時00分
(2) 閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、総合政策課 【TEL】0867-42-1169へ連絡すること。)
(3) 質問の受付期限	令和 7年 7月 8日 12時00分
(4) 質問方法	質問はメールで行うものとし、電話、郵送又は持参によるものは受け付けない。
(5) 質問書提出先	総合政策課 【メール】sogoseisaku@city.maniwa.lg.jp
(6) 回答書の閲覧期間	回答可能となった日から令和 7年 7月15日 10時00分
(7) 回答書の閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、総合政策課へ連絡すること。)

4 入札等

(1) 入札書提出期限	令和 7年 7月15日 10時00分 「入札参加申請書兼入札書」に「内訳書」を添付の上、財産活用課まで提出のこと（郵便、持参いずれの方法も可）
(2) 開札執行日時	令和 7年 7月15日 10時00分
(3) 執行場所	真庭市総務部財産活用課
(4) 入札結果の公表	落札者には電話等で通知するほか、結果を財産活用課窓口及び真庭市ホームページで公表

※ 当該公告に定めるもののほか、入札に関する事項については「真庭市物品調達等条件付一般競争入札公告 共通事項」による。また、不明な点は次に示すところに問い合わせること。

〈入札・契約担当課〉

真庭市財産活用課（契約管理係）

TEL 0867-42-1174 / FAX 0867-42-1119

〈事業担当課〉

真庭市総合政策課

TEL 0867-42-1169 / FAX 0867-42-1353

統合仮想基盤調達業務仕様書

令和 7 年 6 月

真庭市総合政策部総合政策課

目次

1.	名称	3
2.	目的	3
3.	本業務実施スケジュール及び契約期間等	3
4.	業務内容	4
4. 1	要件	4
4. 2	設計・構築・試験業務	7
4. 3	調達機器の内容	9
4. 3. 1	調達機器等の名称及び数量	9
4. 3. 2	調達機器等の特記仕様書	9
4. 5	運用保守業務	10
5.	機密保持	11
6.	一般事項	11
7.	その他	11

1. 名称

統合仮想基盤調達業務

2. 目的

本市では、OA 業務を行うための各種サーバ及び文書保管用ファイルサーバを、統合仮想基盤としてオンプレミスの環境で所有している。本統合仮想基盤は、文字通りの仮想サーバ機能とファイルサーバ機能を有するユニファイド形式のものであり、これらの機能は継続して必要となるため、本調達を行うものである。

ただし、現在の環境はオンプレミスとなっており、庁舎内のサーバ室に設備を設置し稼働させているが、本市ではファシリティの維持管理も含めた業務環境最適化を進める中で、設備を保有しないことを前提した方向性としているため、これまでのオンプレミスから IaaS (Infrastructure as a Service) 方式で利用する新たな仮想基盤(以下、「新仮想基盤」という。)を用いた整備を行うものである。

3. 本業務実施スケジュール及び契約期間等

設計（ネットワーク設計、現行仮想マシン及びファイルサーバの移行設計等）・構築を含めた本業務の実施スケジュール（予定）を図 3.1 に示す。

なお、本調達のサービス利用期間は、設計・構築・移行業務完了後、令和 7 年 1 2 月 1 日～令和 1 2 年 1 1 月 3 0 日とする。

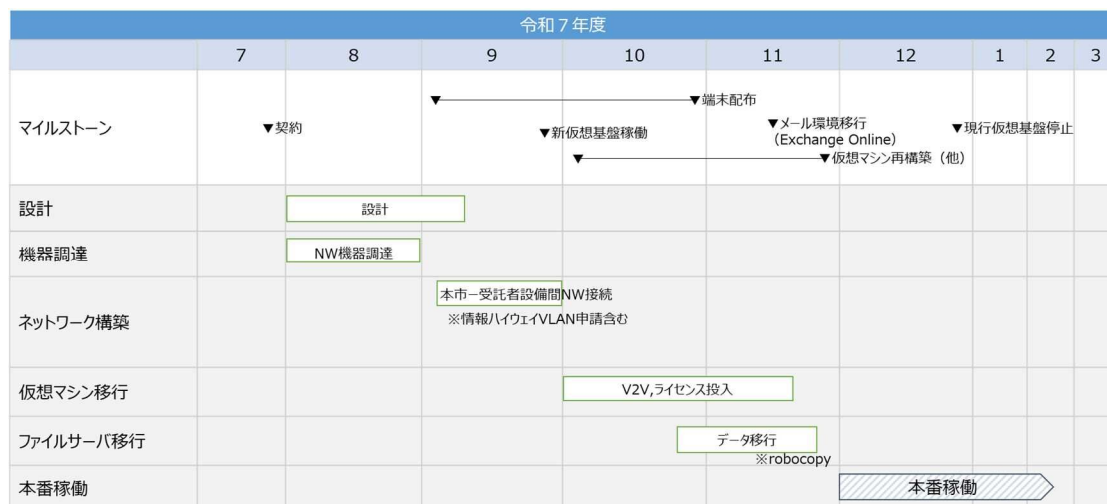


図 3.1 実施スケジュール（予定）

4. 業務内容

4. 1 要件

本市がオンプレミスで所有する現行統合仮想基盤が更新時期を迎え、新仮想基盤を調達するに際し必要な要件について次のとおり示す。

① 方式及びファシリティ等

- ・ ファシリティ管理を含めた関連するコスト削減を図るため、設備を自ら保有しない受託者設備を利用する方式（IaaS）であること。
- ・ 受託者設備は、本市のネットワークをセキュアに延伸し、庁内 LAN と同様の性能及びセキュリティ確保が必要となるため、本市が鳥取・岡山自治体情報セキュリティクラウド等で利用実績のある岡山情報ハイウェイもしくは鳥取情報ハイウェイに 10Gbps 以上で直接接続されたデータセンターに設置されていること。また、先述の条件から、データセンターは岡山県及び鳥取県が運営するものもしくは、JDCC（日本データセンター協会）が認定する Tire3 以上のデータセンターであること。
- ・ 受託者のセカンダリ設備を設置するデータセンターは、プライマリ設備と同様の条件を満たすこととする。また、セカンダリ設備が設置されるデータセンターは、BCP を考慮しプライマリとはロケーションが異なること。
- ・ 本市と受託者設備間のネットワークは、複数の VLAN を延伸する必要があるため、WAN 回線となる情報ハイウェイ上で利用する VLAN 数を最小とすることで資源の有効活用を行うため、本市と受託者設備間を VXLAN により接続する。
- ・ VXLAN により、本市と受託者設備を接続するための本市側ネットワーク機器を、本市サーバ室に設置すること。なお、対向となる受託者設備側のネットワーク機器は、本ネットワーク機器の仕様を確認し、VXLAN での相互接続が可能な設備を用いて接続すること。

② 受託者の資格等

- ・ 受託者設備を利用する方式とすることから、受託者設備は ISMS クラウドセキュリティ認証である JIP-ISMS517-1.0(ISO/IEC 27017:2015)を取得していること。
- ・ 24 時間 365 日有人により監視・管理されており、安定したサービス提供がされること。

③ 仮想サーバ機能（仮想マシン含む）要件

- ・ 本市が所有する既存統合仮想基盤上の仮想マシンの移行を考慮し、Microsoft Windows Server OS、Linux OS を仮想マシンとして稼働させることが可能な VMware vSphere で構成された仮想基盤であること。
- ・ 新仮想基盤に搭載するサーバ（仮想マシン）について、必要なリソース（CPU、

メモリ、ディスク、ネットワーク等)を割り当てし、仮想マシンとして稼働させること。

- ・ 受託者設備を利用することから、仮想マシンの OS に Microsoft Windows Server 及び Red hat Linux を用いる際のライセンスを必要数提供すること。また、Microsoft Windows Server OS は、本市が保有するバージョン (2016、2019) が、Red hat Linux OS は、7 及び 8 が利用可能であること。なお、利用に際しライセンス認証が必要な場合は、受託者が実施すること。
- ・ 新たな Microsoft Windows Server 2022 を用いた仮想マシンの構築に際しては、OS のライセンスを必要数提供すること。
- ・ 仮想マシンが、インターネット系、LGWAN 系等、異なるネットワークにサーバ配置が可能な仮想ネットワークに対応した仮想基盤を提供すること。
- ・ データ移行用途として、本市が保有するオンプレミスの既存統合仮想基盤の仮想マシンと新仮想基盤の仮想マシンのネットワーク接続性を確保するなど、必要な対応を本市と連携して行うこと。
- ・ 新仮想基盤で稼働させる仮想マシンは表 4.1 のとおりとし、本調達内での移行対象は表中に“V2V”として示したものを V2V で移行すること。
- ・ V2V 対象のうち、NW 変更有無が“有”の仮想マシンは V2V 後 IP アドレスの変更が発生するが、仮想マシン管理者による接続性確保のため、仮想マシン管理者と連携し IP アドレスの変更対応を依頼する場合がある。
- ・ V2V 対象のうち、NW 変更有無が“無”の仮想マシンは、現行仮想マシンの IP アドレスを変更しないため、現行サーバを停止してから新仮想基盤の仮想マシンを稼働させる必要があるため、移行タイミングについて本市と協議の上実施すること。
- ・ V2V での仮想マシン移行後の動作確認は本市が行うこととする。このため、V2V により移行した仮想マシンの正常稼働を受託者に保証させるものではない。ただし、動作不良の際、V2V での移行作業が正常に完了しているかの確認は受託者で行うこと。
- ・ 仮想マシンに搭載する OS のうち Microsoft Windows Server 及び Red hat Linux については、受託者が保有するライセンスを用いるため、ライセンス認証作業を本市が提示する必要なタイミングで実施すること。
- ・ 本調達期間において稼働不要となった仮想マシンの停止・削除により発生した空きリソースについては、本調達期間内に限り本市が別の仮想マシンとして利用可能とすること。

表 4.1 必要な仮想マシンのリソース

仮想マシン番号	仮想マシンOS	NW分類	vCPU	メモリ	ディスク領域	移行方法	NW変更有無
仮想マシン1	Microsoft Windows Server	インターネット系	4コア	8GB	450GB	V2V	無
仮想マシン2	Microsoft Windows Server	LGWAN系	4コア	8GB	450GB	V2V	無
仮想マシン3	Microsoft Windows Server	LGWAN系	4コア	8GB	600GB	V2V	無
仮想マシン4	その他Linux	LGWAN系	4コア	8GB	300GB	V2V	無
仮想マシン5	Microsoft Windows Server	グローバル系	4コア	16GB	200GB	V2V	無
仮想マシン6	Microsoft Windows Server	LGWAN系	4コア	8GB	450GB	V2V	無
仮想マシン7	Microsoft Windows Server	LGWAN系	2コア	4GB	160GB	V2V	無
仮想マシン8	Microsoft Windows Server	LGWAN系	2コア	4GB	150GB	V2V	無
仮想マシン9	Microsoft Windows Server	LGWAN系	2コア	4GB	150GB	V2V	無
仮想マシン10	Microsoft Windows Server	LGWAN系	2コア	8GB	160GB	V2V	無
仮想マシン11	Microsoft Windows Server ※ファイルサーバ用途での利用のため、将来CIFS側へ移行を検討	LGWAN系	2コア	8GB	3.1TB	V2V	無
仮想マシン12	Microsoft Windows Server	LGWAN系	4コア	8GB	200GB	V2V	有
仮想マシン13	Microsoft Windows Server	LGWAN系	6コア	8GB	200GB	V2V	有
仮想マシン14	Microsoft Windows Server	LGWAN系	8コア	12GB	600GB	V2V	有
仮想マシン15	Red Hat Enterprise Linux	LGWAN系	8コア	8GB	600GB	V2V	有
仮想マシン16	Red Hat Enterprise Linux	グローバル系	2コア	4GB	200GB	V2V	無
仮想マシン17	Microsoft Windows Server	インターネット系	4コア	16GB	300GB	V2V	無
仮想マシン18	Microsoft Windows Server	インターネット系	2コア	2GB	180GB	V2V	無
仮想マシン19	Microsoft Windows Server	インターネット系	2コア	8GB	250GB	V2V	無
仮想マシン20	Microsoft Windows Server	インターネット系	2コア	8GB	250GB	V2V	無
仮想マシン21	Microsoft Windows Server	インターネット系	4コア	8GB	200GB	再構築	無
仮想マシン22	Microsoft Windows Server	インターネット系	4コア	8GB	160GB	V2V	無
仮想マシン23	Microsoft Windows Server	インターネット系	4コア	8GB	200GB	再構築	無
仮想マシン24	Microsoft Windows Server	インターネット系	4コア	8GB	160GB	V2V	無
仮想マシン25	Microsoft Windows Server	インターネット系	8コア	16GB	300GB	再構築	無
仮想マシン26	Microsoft Windows Server	インターネット系	8コア	4GB	500GB	再構築	無
仮想マシン27	Microsoft Windows Server	インターネット系	8コア	4GB	700GB	再構築	無
仮想マシン28	その他 Linux	インターネット系	4コア	8GB	64GB	再構築	無
仮想マシン29	その他 Linux	グローバル系	4コア	8GB	80GB	V2V	無

④ ファイルサーバ機能要件

- ・ セキュリティ対策を考慮し、専用 OS により CIFS/SMB の実効容量 8TB 以上のファイルサーバ機能を提供すること。
- ・ 利用者のファイルサーバアクセス制御として、仮想マシン上に稼働させた AD と連携可能であり、連携するための対応を本市が指示するタイミングで実施すること。
- ・ ファイルサーバ利用領域の有効利用を図るため、重複排除により不要なファイルによる容量消費を防止する機能を有したファイルサーバであること。
- ・ ランサムウェア対策な効果的なスナップショットを最善な間隔で設定し、不測の事態に際し適切なりカバリが可能であること。
- ・ 既存のファイルサーバから ROBOCOPY を行うこと。なお、移行のタイミングや移行方法については、本市との設計協議にて示すこと。
- ・ ファイルサーバのアクセス制御を行う新インターネット系 AD に関する再構築（Microsoft Windows Server のアップデート）を 4. 2 設計・構築で示した内容にて実施すること。

⑤ 信頼性向上要件

- ・ 1 台の物理サーバが故障した場合、原則縮退運転とならないサイジングとしたサービス提供を行うこと。
- ・ 復旧不可能なストレージ障害が発生した際、仮想マシン及びファイルサーバデータをバックアップから復旧させることが可能なバックアップ機能（現行は、仮想マシン、ファイルサーバとも 21 世代保存）を構成すること。なお、バックアップの頻度については設計にて定義することとし、必要なリソースを確保すること。
- ・ ネットワークインターフェース障害によるサービス停止回避するため、物理的に複数のインターフェースカードにより構成すること。

⑥ ネットワーク接続要件

- ・ 本市と受託者設備間のネットワーク接続は、VXLAN を用いて新仮想基盤と接続するため、本市サーバ室に受託者設備と相互接続が可能なネットワーク機器を設置すること。
- ・ 当該ネットワーク機器は、本市と受託者設備間を接続する用途に加え、本庁舎の各階フロアスイッチを 10GBase-SR で収容する機能を兼ねるため、本仕様書内に示す機器仕様を参照し調達すること。
- ・ 本庁舎設備との接続及び疎通に関しては、行政情報ネットワーク事業者と連携し実施すること。

⑦ 運用管理要件

- ・ 仮想マシンの管理者毎（運用保守事業者）に対して、仮想マシンの OS により RDP もしくは SSH によりログインし、設定及びメンテナンスが行えるための環境を提供すること。なお、RDP 及び SSH によるメンテナンスは、本庁舎内のスイッチに接続された本市が提供する端末から実施可能となるよう設定すること。
- ・ 操作端末及び操作端末を接続するネットワークスイッチのポートは本市が提供するため、本調達には含めない。
- ・ 本調達のリソース範囲内で新たな仮想マシンの構築が必要な場合、仮想マシン構築を受託した事業者が対応できるよう、必要な OS のインストール及び IP アドレスの設定を行うこと。また、仮想マシンを構築する事業者が OVF によるデプロイを希望した場合は、本市が入手した OVF を用いて仮想基盤上にデプロイを行うこと。

4. 2 設計・構築・試験業務

4. 1 に示した要件を実現するために必要な設計・構築を、次のとおり行うこと。

なお、本市が仮想マシンやファイルサーバ等の機能を利用するに際し、受託者設備の範疇の設計内容については提示不要とする。

① 仮想サーバ関連

- ・ 本市がオンプレミスで所有する既存統合仮想基盤にある仮想マシンのうち、表 4.1.1 に示した移行対象の仮想マシンを受託者設備に移行し稼働させること。
- ・ 仮想マシンに必要なリソースは、表 4.1.1 を参照すること。
- ・ 本調達の移行対象は、図 4.1.1 に“V2V”と示した仮想マシンとし、既存の統合仮想基盤から V2V で移行すること。ただし、「4. 1 仮想サーバ機能（仮想マシン）要件の②」で示したとおり、NW 変更が”無“の仮想マシンについては、現行仮想マシンと IP アドレスが重複するため、同時に起動しないよう移行設計を行い対応すること。
- ・ 移行対象の仮想マシンについて、Microsoft Windows Server 及び Red hat Linux を用いて構成されているサーバについては、受託者が保有するライセンスを投入しライセンス違反が起きないように対応すること。なお、投入に際しては、本市及び仮想マシン管理者と連携して実施する必要があるため、移行設計にて実施タイミング等を提示すること。

② ファイルサーバ関連

- ・ 専用 OS により実効容量 8TB のファイルサーバが利用可能となるよう、受託者設備にて構成すること。
- ・ ファイルサーバのアクセス制御は、本調達の移行対象となる仮想マシンの AD を用いるため、連携して動作が行えるよう構築すること。なお、ファイルアクセスの権限付与に関しては、本構築に含まない。
- ・ 専用 OS の機能を用い重複排除を適用するなど、本市が利用するファイルサーバの容量を最適化する設定を行うこと。
- ・ ファイルサーバのバックアップについて、ランサムウェア等による復旧対応も可能となるような方式を採用した設計、構築を行うこと。
- ・ 既存の統合仮想基盤上のファイルサーバから ROBOCOPY で転送すること。ただし、転送容量が大きいことから、差分コピーを含めた移行設計を行い実施すること。なお、既存ファイルサーバの書き込みを停止するなどの措置が必要な場合は、移行設計の中で提示すること。
- ・ 新インターネット系端末が属するドメインの構成や、ファイルサーバのアクセス権限制御する Microsoft Windows Server 2019 で構成された新インターネット系既存 AD（正副 2 式）について、受託者設備の Microsoft Windows Server 2022 を用いて再構築を行うこと。また、再構築の際、既存 LGWAN 系の AD から OU 含めたアカウント情報を反映すること。

③ ネットワーク関連

- ・ 本市と受託者設備間を接続するため、情報ハイウェイ上で利用する VLAN ID が最小となるよう、VXLAN を用いて受託者設備と相互接続するための設計・

構築を行うこと。

- ・ VXLAN を用いて受託者設備との接続及び本庁舎の各フロアスイッチを 10GBASE-SR で収容するために必要な 4. 3 に示したネットワーク装置を、本庁サーバ室に設置すること。なお、当該機器と VXLAN にて相互接続する受託者設備側の設備は、受託者が準備すること。
- ・ 本市が別で調達した本庁舎の各フロアスイッチを、当該機器に搭載する 10GBASE-SR ポートで収容すること。また、本庁舎フロアスイッチを収容するポートの設定は、本市が提供した設定情報を元に設定を行うこととし、接続については、本市が別で調達した本庁舎ネットワーク高速化業務受託者と連携して行うこと。なお、フロアスイッチ～サーバ室間の OM4 マルチモード光ファイバは敷設済みである。

4. 3 調達機器の内容

4. 3. 1 調達機器等の名称及び数量

調達機器等の名称及び数量を、表 4.3.1 に示す。

表 4.3.1.1 調達機器等の名称及び数量

機器名称	数量
仮想基盤接続スイッチ	2 台

4. 3. 2 調達機器等の特記仕様書

① 仮想基盤接続スイッチ（参考機種：AlaxalA AX3660S-24X4QW）

- ・ 10GBASE-R ポートを 24 ポート以上有していること。
- ・ 10GBASE-R ポートが使用可能であること。
- ・ 10GBASE-R ポートは、光トランシーバの SFP+及び SFP が利用可能であること。
- ・ 40/100GBASE-R ポートを 4 ポート以上有していること。
- ・ SFP+光トランシーバとして、10GBASE-SR を 10 個以上搭載していること。なお、10 個の 10GBASE-SR の SFP+は、スタックして利用する 2 台の仮想基盤接続スイッチに分散して配置するためスイッチ単体に搭載を要する数ではなく、全体の必要数とする。
- ・ スタック用として 40GBASE-CR4 ダイレクトアタッチケーブルを 2 本以上搭載すること。
- ・ USB スロットを 1 つ以上有しており、USB スロットには本機器で動作する 4GB 以上の USB メモリカードを搭載していること。
- ・ VRF、VXLAN、スタック機能が利用可能であること。

- ・ IEEE802.1Q VLAN に対応していること。
- ・ IGMP (v1,v2,v3) 及び MLD (v1,v2)snooping に対応していること。
- ・ L2 ループ検知に対応していること。
- ・ ストームコントロールに対応していること。
- ・ スパニングツリー機能として、BPDU フィルタ、ループガード、ルートガードに対応していること。
- ・ レイヤ 2 認証として、外部 Radius サーバを用いた IEEE802.1X 固定 VLAN モード及びダイナミック VLAN モードに対応していること。
- ・ 管理機能として、SNMP(v1,v2c,v3)に SYSLOG に対応していること。
- ・ CLI による設定が可能であること。
- ・ 運用管理機能として、シリアルコンソール、TELNET,SSH(v1,v2)によるログインが可能であること。また、NTP による時刻同期が可能であること。
- ・ AC100V で動作し、電源 2 重化となっていること。
- ・ 契約期間満了まで、本体のみならずトランシーバ含め先出しセンドバック保守が付帯していること。

4. 5 運用保守業務

24 時間 365 日利用するサービス基盤となるため、次のとおり運用保守業務を行うこと。

① 運用体制及び情報共有等

- ・ 受託者設備の監視は有人により 24 時間 365 日行われており、不測の事態に対応可能な運用体制であること。なお、運用保守体制を別途示すこと。
- ・ サービス利用に係る本市との情報共有については、情報の欠落防止や対応内容の有用な記録として将来に渡る参考とするため、本市が提供する本業務用 Microsoft 365 Teams 及び SharePoint 環境を用いること。なお、運用保守対応者を複数人外部ゲストとして登録するため、運用保守対応者は Microsoft アカウント及び必要な同 365 サービスが利用可能であること。
- ・ 受託者設備の維持において計画作業が発生する場合は、2 週間以上前に本市に連絡すること。
- ・ 受託者設備の障害等により本市が利用するサービスへ影響が発生する場合は、迅速に連絡を行うこと。
- ・ 本市からの本サービス利用に関する問い合わせ受付及び対応時間は、原則平日 8 時 30 分～17 時 00 分（土日・法定休日及び 12 月 29 日～1 月 3 日を除く）とするが、緊急時及び業務へ多大な影響があると本市が判断した場合はこの限りでない。

② 監視・管理等

- ・ 仮想マシンのリソース不足等が発生しないよう、定期的にリソース管理を行う

こと。

- ・ リソース管理により発見された改善点については、運用報告として提示すること。なお、緊急を要する課題については、適宜報告すること。
- ・ VXLAN にて相互接続を行う受託者設備側の仮想基盤接続スイッチについては、受託者において正常性の監視を行うこと。なお、本市サーバ室に設置する仮想基盤接続スイッチは、本市行政情報ネットワーク運用保守事業者にて監視するため、本市からの問い合わせがあった場合は連携して対応すること。

③ 運用報告

- ・ 四半期に 1 回運用報告会を開催し、新仮想基盤の管理側から発見された改善点や、ネットワークの使用状況等を取りまとめて資料化し報告を行うこと。

5. 機密保持

- ① 本事業で知り得た情報については、業務期間のみならずその終了後も第三者に漏らしてはならないものとする。
- ② 受託者は、本業務を履行するために個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法及び真庭市個人情報保護法施行条例（令和 4 年 12 月 22 日施行真庭市条例第 37 号）を遵守すること。

6. 一般事項

- ① 関連する法令、条例等を遵守すること。
- ② 業務の履行にあたっては、本市と十分に意思疎通を行い、本市の指示に従うこと。
- ③ 作業の進捗状況及び予定を文書で説明し、本市の承認を得て作業を進めること。
- ④ 作業の実施日時及び方法等については、本市と十分に打合せを行い、施設に出入りする際には事前に連絡を行うこと。また、施設内で作業を行う際は、本市の指示に従うこと。
- ⑤ 本業務の遂行にあたり、本市の関連機関、事業者との間で生じる各種調整事項について、積極的に協力・調整を行うこと。特に、システム導入担当部署、現行ネットワーク導入事業者または個別システム導入事業者と十分な事前確認・調整の上、作業を行うこと。
- ⑥ 撤去した機器は真庭市に引き渡すこと。

7. その他

- ① 必要な協議を適宜行い、受託者は協議資料を作成し、会議終了後に議事録を作成し、本市の承諾を得ること。
- ② 見積金額は月額単位(5 年間、60 回払)での算出とし、契約期間中においては当該金額を毎月支払うものとする。
- ③ 本仕様書に記載がない事項について、本市と協議のうえ実施すること。